

新旧対照表（据置定期預金規定）

改定前	改定後
<p>I. 据置定期預金規定</p> <p>略</p> <p>2. 預金の支払時期等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 自動継続扱いの場合</p> <p>① 略</p> <p>② この預金の継続時の利率は、継続日における当行所定の利率とします。</p> <p>略</p> <p>II. 共通規定</p> <p>略</p> <p>4. 届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等</p> <p>(1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>略</p> <p>7. 成年後見人等の届け出</p> <p>略</p>	<p>I. 据置定期預金規定</p> <p>略</p> <p>2. 預金の支払時期等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 自動継続扱いの場合</p> <p>① 略</p> <p>② この預金の継続時の利率は、継続日における当行所定の<u>方法で表示された利率によるもの</u>とします。</p> <p>略</p> <p>II. 共通規定</p> <p>略</p> <p>4. 届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等</p> <p>(1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって原則として当店に届出てください。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。</p> <p>略</p> <p>7. 成年後見人等の届け出</p> <p>略</p> <p><u>(4) 成年後見人等につき補助・保佐・後見が開始された場合にも、</u></p>

改定前	改定後
<p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に お届けください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負い ません。</p>	<p><u>同様にお届けください。</u></p> <p>(5) <u>前3項・4項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも</u> 同様に届けください。</p> <p>(6) <u>前各項の届出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべ</u> <u>き事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>9. 保険事故発生時における預金者からの相殺</p>	<p>9. 保険事故発生時における預金者からの相殺</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(3) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算について は、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、 料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前 弁済することにより発生する損害金等の取扱いには当行の定め によるものとします。</p>	<p>(3) 略</p> <p>① 略</p> <p>② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算について は、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、 料率は当行の定めによるものとします。<u>ただし、借入金等を期限</u> <u>前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払</u> <u>は不要とします。</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>10. 通知等</p> <p>届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を 発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達 すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>10. 通知等</p> <p><u>第4条第1項に定める届出を怠るなど預金者の責に帰すべき事</u> <u>由により、当行が発送した通知または送付書類等が延着しまたは到</u> <u>達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし</u> <u>ます。</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>

改定前	改定後
<p>11. 規定の変更等</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、随時変更できるものとします。</p> <p>(2) 前記(1)の変更は、規定を変更した日から適用されるものとします。</p>	<p>11. 規定の変更等</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で周知することにより</u>、変更できるものとします。</p> <p>(2) <u>前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>